

2023年4月28日

日本郵政グループ 傷害総合保険（団体）にご加入の皆さまへ

損害保険ジャパン株式会社
営業開発部 日本郵政室

補償制度改定にともなう「傷害総合保険（団体）」販売終了と 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて現在ご加入いただいております日本郵政グループの「傷害総合保険（団体）」について、販売終了のご案内および新型コロナウイルス感染症の取扱い変更について下記の通りご案内させていただきます。末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

記

1. 対象のご契約

	現在のご契約
保険種目	傷害総合保険（団体）
証券番号	912111F610
保険期間	2022年10月1日～2023年10月1日

2. 「傷害総合保険（団体）」の販売終了について

「傷害総合保険（団体）」は、ケガに備え、安心して働いていただくための補償制度として、期間雇用社員・短時間社員の皆さまを対象に販売してまいりました。

この度、制度の見直しの検討を行い、現在正社員の皆さまを対象に販売している「団体傷害補償制度」を期間雇用社員・短時間社員の皆さまにもご加入いただける全社員向けの補償制度として販売することとなります。

つきましては、次回の満期をもって、「傷害総合保険（団体）」は契約終了となりますので、継続のご契約については、「団体傷害補償制度」へのご加入をご案内させていただきます。

【満期時にご案内する契約：「団体傷害補償制度」】

保険種目	団体総合生活補償保険
引受保険会社（幹事会社）	三井住友海上火災保険株式会社
ご案内送付時期	加入についてのご案内書類が代理店である JP 損保サービスより 2023年7月下旬頃(予定)に送付されます。

不都合な点等がございます場合には、5月25日（木）までにお問い合わせ先のお電話番号まで、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。なお、退職済みの方で解約の申し出をいただいていない方へもご案内文書が送付されますのでご了承ください。

長年にわたり、「傷害総合保険（団体）」へのご加入・ご利用いただきました皆さまに深く感謝いたしますとともに、「傷害総合保険（団体）」の終了についてご理解くださいますようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」が「感染症法」上の「五類感染症」に位置づけされることにより、規定している「特定感染症」の定義に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症を発病（※1）した場合、保険金支払いの補償対象外となります。

【表1：新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲イメージ】

ケース	医師に新型コロナウイルス感染症と診断された日	
	2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
入院された場合	○ お支払対象	× お支払対象外
宿泊・自宅療養された場合	重症化リスクの高い方（※2）	× お支払対象外
	上記以外の方	× お支払対象外

（注）2023年5月7日以前に発病し、入院等が2023年5月8日以降となった場合は保険金のお支払いの対象となります。

【背景】

- 特定感染症危険補償特約は「感染症法上の一類から三類感染症に該当する感染症」を補償する特約であるため、従来、新型コロナウイルス感染症は保険金のお支払いの対象外となっていました。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大をうけ、2020年2月1日以降、特定感染症危険補償特約がセットされている契約に「指定感染症追加補償特約（特定感染症用）」を自動セットすることで、「感染症法（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」を保険金のお支払いの対象としていました。
- 今般の「感染症法」上の位置づけ変更により、上記に規定する感染症に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に発病した場合、特定感染症危険補償特約をセットしている場合でも保険金支払いの対象外となります。「新型コロナウイルス感染症」が「感染症法」上の「五類感染症」に位置づけされることにより、規定している「特定感染症」の定義に該当しなくなるため、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症を発病（※1）した場合、保険金支払いの補償対象外となります。

（※1）発病の時期、発病の認定は医師の診断によります。

（※2）「重症化リスクの高い方」とは、65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方、妊婦の方をさします。

【保険契約の解約についてのご案内】

新型コロナウイルス感染症に罹患した際の補償を主な目的として保険に加入されたお客さまについては、保険加入のご検討・ご判断をされた際に受けた説明と異なる可能性があります。

保険契約を解約される場合には、お客さまのお申し出に応じて対応させていただきますので、以下の「保険契約を解約する際にご留意いただきたい事項」をご確認いただいたうえで、お問い合わせ先までご連絡ください。

保険契約を解約する際にご留意いただきたい事項

- ✓ 保険始期日時点へ遡っての解約はできず、お申し出日の翌月 1 日付の解約となります。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に限らず、その他ケガなどの補償がなくなる可能性があります。

■お問い合わせ先

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部 日本郵政室

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL：03-3349-3853

<受付時間>

平日：午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日は休業）

※保険金請求に関するご連絡は事故サポートセンター 0120-727-110 までお願いします。

本文書は 2023 年 4 月 20 日時点でのご加入者の皆さまへご案内しております。

入れ違いで解約等のお手続きを実施している方にも送付している可能性がございますが、ご了承ください。

以上